

クラブ活動マニュアル

令和2年8月31日
学生支援委員会

目 次

第 1 章 顧問の業務

【1】顧問とは	1
【2】顧問の業務	
1. 対外試合及びその他の行事等への参加について	1
2. 引率業務について	2
3. その他提出書類について	2
【3】クラブ活動についてのルール	
1. 活動許可時間	3
2. 鍵借用可能時間	3
3. 気象による警報発令時の対応	4
4. 光化学スモッグ注意報発令時等の対応	4
5. 定期試験期間中のクラブ活動について	4
6. 入試等実施日のクラブ活動について	5
7. 国領祭の前後のクラブ活動について	5
【4】緊急対応	
1. クラブ活動中の事故等への対応について	6
2. インフルエンザへの対応について	6
◎ 事故等対応フローチャート	7

第 2 章 クラブ活動安全管理指導員

【1】クラブ活動安全管理指導員の業務	
1. 業務時間	8
2. 平日指導員について	8
3. 休日指導員について	8

様式集

本マニュアルは、「新居浜工業高等専門学校」の課外活動の在り方に関する方針（別添1）に基づき、部活動や愛好会活動など（以下、「クラブ活動」という。）を指導する上で、全教職員が共通認識を持ち、指導にあたるためのマニュアルである。

第1章 顧問の業務

【1】顧問とは

顧問とは、クラブ活動を行う学生が自主的かつ安全に活動できるように支援する教員のことである。本校では、クラブ活動の指導は業務の一環であり、教員全員顧問制としている。第1顧問は、前年度末に学生が教員に依頼し、相互の承諾をもって決定する。最終的には、前年度末に学生支援委員会において、新任教員も含め、原則全教員がいずれかの顧問に配置されるように調整する。

顧問の主な業務は以下のとおりであるが、詳細は「【2】顧問の業務」参照。

- ・ 日頃より技術指導のみならず参加意義や取り組む姿勢を指導する。
- ・ 安全面に配慮した適切な活動となるように学生と共に練習計画を立てる。
- ・ 対外試合及びその他の行事等に参加する場合は、指導及び引率業務にあたる（【2】2. 引率業務について参照）。
- ・ 学生に事故等があった場合は、担任等と連携して保護者への連絡を行い、医療機関への同行も行う（【4】1. クラブ活動中の事故等への対応について参照）。
- ・ 休日指導員の指導に従わない学生がいた場合は、学生主事経由で顧問に指導依頼を行うので、適切な協力をする。

【2】顧問の業務

1. 対外試合及びその他の行事等への参加について

（1）参加前

- ・ 「対外試合・行事参加許可願」（別紙様式1）を土、日、祝休日（以下、「休日」という。）を除く2日前までに学生・図書係に提出し、許可を得ること（本校を会場とする場合も提出し、許可を得ること）。
- ・ 参加に際しては、事前に保護者の承諾を得ること。
- ・ 学割が必要な場合は、学生・図書係で事前に申請手続きを行うよう、適宜指導すること。
- ・ 下記の学校行事として認められている大会及び行事への参加は出張扱いとなるので、「対外試合・行事参加許可願」（別紙様式1）を休日を除く2日前までに学生・図書係に提出するほか、旅行命令書を総務企画係に提出すること。

学校行事として認められている大会及び行事

6月 愛媛県高等学校総合体育大会
7月 四国地区高専体育大会、全国高校野球選手権愛媛県大会、全国高専弓道大会中四国予選
8月 全国高専体育大会、全国高専弓道大会、全国高校野球選手権大会、全国高等学校総合体育大会、
10～12月 全国高専プログラミングコンテスト、高専ロボコン四国地区大会、
全国高専デザインコンペティション、高専ロボコン全国大会、四国地区高専総合文化祭
1月 全国高専英語プレゼンテーションコンテスト
その他 チャレンジプロジェクト

(2) 参加後

- ・ 「課外活動報告書」(別紙様式2)を参加後すみやかに学生・図書係に提出すること。
- ・ 出張扱いとなる大会及び行事に参加した場合は、「課外活動報告書」(別紙様式2)を学生・図書係に提出するほか、旅行報告書を総務企画係に提出すること。

2. 引率業務について

- ・ 対外試合及びその他の行事等に参加する場合は、現地での指導のみを引率業務とする。したがって、学生及び顧問は、現地集合・現地解散を原則とする。
- ・ 学校行事として認められている大会及び行事への参加は出張扱いとなり、その場合は、学校出発から帰校するまでを引率業務とする。

3. その他提出書類について

(1) 年度初め

- ・ 「活動者名簿」を4月中に学生会に提出すること。変更が生じた場合は、随時、追記・修正して提出すること(学生会から学生・図書係へ写しを提出)。
- ・ 「年間活動計画表」(別紙様式3)及び「クラブ指導教員緊急連絡先届出表」(別紙様式4)を4月中に学生・図書係に提出すること。未提出の場合はクラブ活動を認めないことがある。

(2) 月末

- ・ 「月間活動計画表」(別紙様式5)を毎月当該月の1週間前までに学生・図書係に提出すること。未提出の場合はクラブ活動を認めないことがある。
※ クラブ活動中に事故が発生した場合の保険申請に必要な。未提出の場合は保険対象外となる。
※ 未提出の場合はクラブの存続に関わるので留意すること(学生会関係規則(7)文化、体育細則第9条参照)。

(3) 年末

- ・ 「年間活動報告書」を年度末までの予定も含め12月を目途に学生会に提出すること(学生会から学生・図書係へ写しを提出)。

(4) その他

- ・ テント等の物品を借用する際は、「借用証」を休日を除く2日前までに学生・図書係に提出すること。
- ・ クラブ活動で学内の施設・設備を使用する際は、「施設・設備使用許可願」を休日を除く1週間前までに学生・図書係に事前に提出すること。

【3】クラブ活動についてのルール

- ・ クラブ活動は、顧問の承認の下に行うこと。
- ・ 事故防止のため、学生1人での練習は厳禁とする。鍵の貸出も行わない。
- ・ クラブ活動安全管理指導員（以下、「指導員」という。詳細は**第2章クラブ活動安全管理指導員**参照）が配置されない場面でクラブ活動を行う場合は、顧問の指導の下、活動を行うこと。
- ・ 後述の活動許可時間以外の時間帯に練習を希望する場合は、顧問の労働時間の範囲内で、「課外活動練習時間延長願」（別紙様式6）を休日を除く2日前までに学生・図書係に提出し許可を得ることにより、顧問の指導の下、活動することができる。
- ・ クラブ活動終了時には、学生はクラブ活動安全管理指導員室（詳細は**第2章クラブ活動安全管理指導員**参照）へ出向いて指導員に終了報告をすること。

1. 活動許可時間

- (1) 平日 : 15時45分から19時まで
- (2) 休日 : 9時から15時30分まで（指導員休憩時間の12時から13時を除く）
- (3) 長期休業期間中の平日 : 8時30分から16時45分まで

2. 鍵借用可能時間

- (1) 平日 : 15時45分から19時15分まで
- (2) 休日 : 9時から15時45分まで（指導員休憩時間の12時から13時を除く）
- (3) 長期休業期間中の平日 : 8時30分から17時まで

- ・ 鍵の借用及び返却は、原則本校教員である顧問又は当該クラブの学生が行うこと。
- ・ 鍵借用の際には、借用者は、学生証を提示の上、鍵貸出簿に借用日時・クラブ名・室名等・学年学科・氏名を記入する。
- ・ 鍵返却の際には、返却者は、鍵貸出簿に返却日時を記入し、鍵受取者は鍵受取者欄に押印又はサインをする。
- ・ 特別教室の鍵については、平日の15時45分から17時までの借用及び返却は、学生課教務係にて行う。平日の17時を超えて19時15分までの借用及び返却は、クラブ活動安全管理指導員室にて行う。
- ・ やむを得ない事情により鍵借用可能時間内に鍵を返却できなかった場合は、学生は顧問に鍵を渡し、顧問が守衛室に返却すること。なお、理由なく返却が遅れた場合は、顧問は当

該クラブの学生を厳重に注意するとともに、その事実を学生主事に報告すること。

- ・ 学生が守衛室に鍵を返却したり、顧問不在等を理由に鍵を持ち帰ったりすることは厳禁とする。
- ・ 借用中に鍵を紛失した場合は、鍵及び錠の更新に係る費用は、当該クラブの部費等から支出すること。

3. 気象による警報発令時の対応

新居浜市に大雨、大雪、暴風、暴風雪の気象による警報が発令されている状況下でのクラブ活動及び指導員又は本校教職員が危険と判断した気象状況下でのクラブ活動は認めない。すでに活動中の場合はただちにクラブ活動を中止し、帰宅すること。なお、中止を判断する時刻は授業措置と同様、以下のとおりとする。

午前7時の時点で新居浜市に大雨警報、大雪警報、暴風警報、暴風雪警報の気象による警報が発令されている場合又は午前7時から8時50分の間に発令された場合は、当日午前のクラブ活動は中止とする。

午前10時の時点で引き続き新居浜市に上記の気象による警報が発令されている場合、当日午後のクラブ活動も中止とする。

4. 光化学スモッグ注意報発令時等の対応

新居浜市から光化学スモッグ注意報の発令及び微小粒子状物質（PM2.5）に係る注意喚起があった場合は、屋外におけるクラブ活動は認めない。ただちにクラブ活動を中止し、帰宅すること。屋内におけるクラブ活動は、顧問の指導によるものとする。

新居浜市から注意喚起があった場合、平日業務時間内（8時30分から17時まで）は、学生課から一斉放送により連絡する。平日業務時間外及び休日は、指導員が巡回し、各クラブに連絡する。

5. 定期試験期間中のクラブ活動について

（1）クラブ活動について

定期試験開始日の1週間前から定期試験最終日まで（以下、「定期試験期間」という。）は、原則クラブ活動禁止とする。ただし、以下の場合には例外とする。

- ・ 練習試合ではない公式試合に向けて特別に練習を行わなければならない場合は、「課外活動練習時間延長願」（別紙様式6）を休日を除く2日前までに学生・図書係に提出し許可を得ることにより、1日1時間に限り、活動を認める。ただし、活動開始はその日の全ての試験終了後とする。なお、指導員の配置はないので、顧問の指導の下、活動を行うこと。

※ 成績不振等の学生の参加については、顧問において配慮すること。

- ・ 定期試験最終日は、「課外活動練習時間延長願」（別紙様式6）を休日を除く2日前までに学生・図書係に提出し許可を得ることにより、19時までの活動を認める。ただし、活動開始はその日の全ての試験終了後とする。なお、指導員の配置はないので、顧問の指導の

下、活動を行うこと。

(2) 練習試合・公式試合について

- ・ 定期試験期間中の練習試合参加は認めない。
- ・ 定期試験期間中の公式試合については、「課外活動練習時間延長願」(別紙様式6)を休日を除く2日前までに学生・図書係に提出し許可を得ることにより、参加を認める。ただし、公式試合を理由に試験を欠席することは、原則認めない。なお、公式試合に該当するか否かの判断は、学生支援委員会によるものとする。

※ 成績不振等の学生の参加については、顧問において配慮すること。

6. 入試等実施日のクラブ活動について

(1) 本科入学者選抜検査(推薦・学力)

- ・ 構内でのクラブ活動は禁止とする。
- ・ 推薦検査日については、「課外活動練習時間延長願」(別紙様式6)を休日を除く2日前までに学生・図書係に提出し許可を得ることにより、構外での活動を認める。
- ・ 学力検査日については、検査日当日及び翌日の休講日ともに、構内及び構外ともにクラブ活動は全面禁止とする。

(2) 専攻科入学者選抜検査(推薦・学力)及び編入学者選抜検査

- ・ 構内でのクラブ活動は禁止とする。ただし、「課外活動練習時間延長願」(別紙様式6)を休日を除く2日前までに学生・図書係に提出し許可を得ることにより、構外での活動を認める。

(3) TOEIC

- ・ 「課外活動練習時間延長願」(別紙様式6)を休日を除く2日前までに学生・図書係に提出し許可を得ることにより、活動を認める。ただし、試験時間中の構内での活動は禁止とする。顧問は、TOEIC実施日であることを考慮し、試験に支障のない範囲で活動すること。

7. 国領祭の前後のクラブ活動について

- ・ 国領祭前夜祭日は、16時以降で、活動場所が利用可能なクラブは、「課外活動練習時間延長願」(別紙様式6)を学生・図書係に提出し許可を得ることにより、活動を認める。ただし、練習試合等、外部者が入構することは認めない。
- ・ 国領祭当日は、活動禁止とする。
- ・ 国領祭翌日(後片付け日)は、一斉清掃及び活動を希望する学生個々の担当箇所の片付けが終了し、活動場所が利用可能なクラブは、「課外活動練習時間延長願」(別紙様式6)を学生・図書係に提出し許可を得ることにより、活動を認める。ただし、練習試合等、外部者が入構することは認めない。

【4】緊急対応

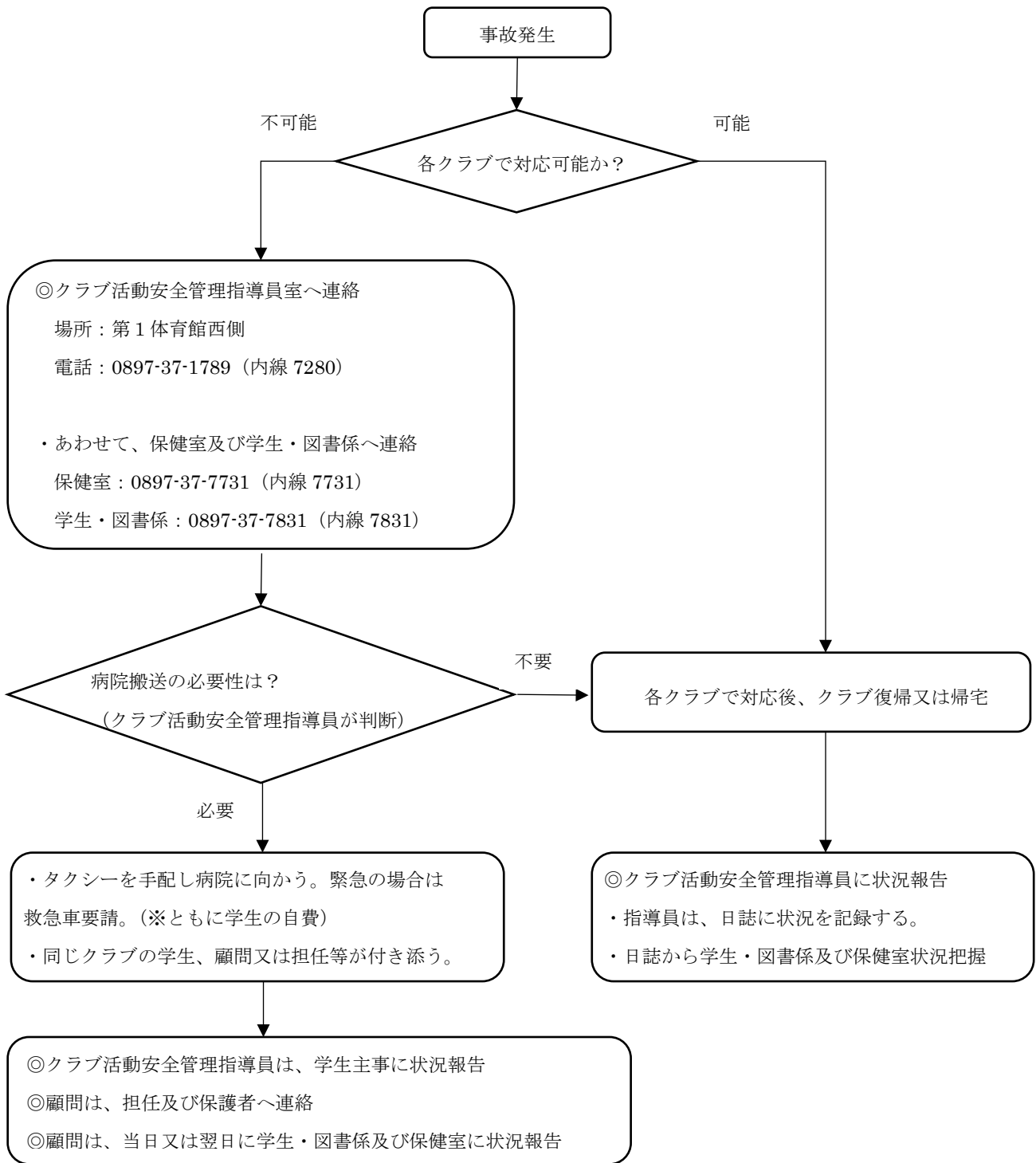
1. クラブ活動中の事故等への対応について

クラブ活動中の事故等については、顧問及び指導員が対応する。以下に事故等対応フローチャートを示す。

2. インフルエンザへの対応について

- ・ 学級閉鎖等で出校停止となった学生は、期間中は活動を禁止する。
- ・ 部員等が活動中にインフルエンザ様症状を訴えた場合は、顧問は直ちに活動を中止させ、当該部員等に医療機関を受診するよう指導する。
- ・ 同一クラブ等の部員総数（学生会活動においては携わる役員総数）の25%から30%程度の学生が、短期間（3日程度以内）にインフルエンザ様症状により欠席等した場合は、顧問が学生主事に報告の上、当該クラブ等の活動を禁止する。
- ・ 上記クラブ等の活動を禁止する期間は、禁止条件が解消するまでの期間とし、学生主事が顧問と協議の上、活動禁止解除を決定する。

◎ 事故等対応フローチャート



※AED（自動体外式除細動器）設置場所

- ① クラブ活動安全管理指導員室前（第1体育館西側）
- ② 保健室（機械棟1階）
- ③ 学寮A当直室（学寮管理棟）
- ④ 守衛室前（正門北側）

第2章 クラブ活動安全管理指導員

【1】クラブ活動安全管理指導員の業務

クラブ活動安全管理指導員（以下、「指導員」という。）の業務は、平日においては本校教員が1名体制で、休日においては外部業者に委託し1名体制で、第1体育館西側にあるクラブ活動安全管理指導員室（以下、「指導員室」という。）にて実施する。各顧問は、これらの指導員に対して適切な協力を行うものとする。

なお、年度によっては予算の配分状況等により、平日指導員についても外部業者に委託する場合がある。

1. 業務時間

- (1) 平日 : 17時から19時15分まで（休憩時間15分を含む。）
- (2) 休日 : 9時から16時まで（休憩時間 12時から13時）

2. 平日指導員について

- ・ 平日指導員は、本校教員の輪番により配置する。
- ・ 長期休業期間中（夏季、冬季、学年末及び春季）、年末年始（12月28日から1月3日）、定期試験期間、入試等実施日、国領祭期間、その他学生主事が配置しないことが適切と認めた日には配置しない。
- ・ 業務開始までに、学生・図書係にてクラブ関係キーボックス及び安全管理指導日誌を受領し、指導員室にて業務を開始する。
- ・ 印鑑を持参し、安全管理指導日誌に署名捺印すること。
- ・ 各クラブから活動終了報告を受ける。活動許可時間内に活動を終えていないクラブがある場合は、終了の指導を行う。
- ・ 業務終了後、クラブ関係キーボックス及び安全管理指導日誌を、巡回に来た守衛に引き継ぐ。
- ・ クラブ活動中の事故等については、第1章【4】記載の事故等対応フローチャートのとおり。

3. 休日指導員について

- ・ 休日指導員は、契約により配置する。
- ・ 年末年始（12月28日から1月3日）、定期試験期間、入試等実施日、参観日、国領祭期間、その他学生主事が配置しないことが適切と認めた日には配置しない。
- ・ 指導に従わない学生がいた場合には、無理に指導を続けず、当該事実を安全管理指導日誌に記載する。後日、学生主事経由で顧問宛てに指導依頼を行う。
- ・ クラブ活動中の事故等については、第1章【4】記載の事故等対応フローチャートのとおり。

新居浜工業高等専門学校の課外活動の在り方に関する方針

1. 方針策定の経緯

教職員の働き方改革や業務の適正化の観点から、課外活動の現状と課題を再検討した「高専における課外活動の在り方に関する総合的な方針」が平成 31 年に、独立行政法人国立高等専門学校機構により策定された。

このような経緯を踏まえ、上記方針に基づき、「新居浜工業高等専門学校の課外活動の在り方に関する方針」を策定した。

2. 課外活動の基本的な考え

課外活動は「学校教育の一環として」行われるものであり、学生の心身の状況を把握し指導支援を行うことが重要である。顧問は、日頃より技術指導のみならず参加意義や取り組む姿勢を指導するほか、安全面に配慮した適切な活動となるように学生と共に練習計画を立てなければならない。

3. 活動計画

- (1) 顧問は、4 月末までに「年間活動計画表」を提出する。
- (2) 顧問は、毎月当該月の 1 週間前までに「月間活動計画表」を提出する。
- (3) 試合又は行事に参加する場合は、顧問は、2 日前までに「対外試合・行事参加許可願」を提出する。
- (4) 試合又は行事に参加した場合は、すみやかに「課外活動報告書」を提出する。
- (5) 校長は、上記計画表等により各部の活動内容を把握し、課外活動が学生・教員双方の負担とならないよう適宜、指導・是正を行う。

4. 休養日及び活動時間

- (1) 週当たり 2 日以上 of 休養日を設ける。(平日は少なくとも 1 日、土曜日及び日曜日は少なくとも 1 日以上を休養日とする。大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。)
- (2) 1 日の活動時間は、長くとも平日では 2 時間程度、学校休業日は 3 時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。
- (3) 詳細は「クラブ活動マニュアル」による。

対 外 試 合 ・ 行 事 参 加 許 可 願

令和 年 月 日

校長 殿

ク ラ ブ 名 _____ 部 _____

指 導 教 員 氏 名 _____ 印 _____

代 表 者 氏 名 _____
[_____ 学科 (専攻) _____ 年]

下記のとおり(対外試合・行事参加)のご許可下さるようお願いいたします。

記

大会名・行事名等	
主催者（団体）	
対戦相手団体名 (決定している場合)	
引 率 教 員	
参 加 人 員	
期 日 又 は 期 間	自 令和 年 月 日 () 時から 至 令和 年 月 日 () 時まで
参 加 目 的	
場 所	
備 考	

(指導教員を経て、学生・図書係に提出)

課 外 活 動 報 告 書

令和 年 月 日

校 長 殿

職 名 _____

氏 名 _____ 印

下記のとおり報告します。

記

クラブ (愛好会) 名		
日	時	自 令和 年 月 日 () 時から 至 令和 年 月 日 () 時まで
場 所		
内 容	活 動 目 的	
	活 動 状 況 及 び 結 果	
※ 特 記 事 項 (事 務 記 入 欄)		教員特殊業務手当 (該当・非該当) @3,600× 円

活動終了後、すみやかに学生・図書係に提出のこと。

- 注) 1. 活動目的欄は、〇〇〇との対外試合引率等と記入する。
2. 活動状況及び結果欄は、対外試合の結果等を記入する。

年間活動計画表

令和 年度の活動計画を策定しましたので報告いたします。

クラブ名	
指導教員氏名	科 印
活動方針	

1. 学校行事として認められている大会・行事（後援会補助対象事業）（時系列順）								
通しNo.	時期	行事名	開催地	宿泊の有無	引率者数	備考		
1-1	6月	愛媛県高校総体	松山	有	2	出場有無は通しNo.2-1の結果次第		
1-2	7月	四国高専大会	阿南	有	2			
1-3	8月	全国高専大会	東京	有	2	出場有無は通しNo.1-2の結果次第		
1-4								
1-5								
1-6								
1-7								
1-8								
1-9								
1-10								
2. 上記以外の公式試合・参加行事等（時系列順）								
通しNo.	時期	行事名	開催地	旅費 (引率者合計)	宿泊費 (引率者合計)	引率者数	備考	引率予算要求 優先順位
2-1	5月	県総体東予地区予選	今治市	4,000	0	1		4
2-2	9月	新人戦	松山市	5,000	16000	2		3
2-3	11月	〇〇杯〇〇大会	神戸市	10,000	16000	2		1
2-4	2月	第▲回▲▲大会	高知市	8,000	8000	1		2
2-5								
2-6								
2-7								
2-8								
2-9								
2-10								

※ 1. 学校行事として認められている大会・行事（後援会補助対象事業）

6月 愛媛県高校総体
7月 四国高専体育大会、高校野球選手権愛媛県大会、高専弓道大会中四国予選
8月 全国高専体育大会、全国高専弓道大会、全国高校野球選手権大会、全国高校総体
10～11月 全国高専プロコン、全国高専デザコン、高専ロボコン四国地区大会
12月 高専ロボコン全国大会、四国地区高専総合文化祭
1月 全国高専英語プレコン

クラブ指導教員緊急連絡先届出表

令和_____年度分（令和_____年_____月_____日届出）	
ク ラ ブ 名	
届出教員氏名	印

今年度のクラブ活動中における緊急連絡先は、以下のとおりです。

クラブ指導教員名	左記に確実に連絡のつく電話番号 (複数記入可)

<この表について>

- ※ 年度途中に連絡先が変更になる場合は、この表を再度届け出てください。
- ※ 届出後、この表は、学生主事、学生主事補、学生・図書係（クラブ安全管理指導員日誌ファイルに添付）が保管し、クラブ活動における緊急事態発生の際の連絡のみに利用します。

校長 殿

年 月 日

月間活動計画表

令和 年 月の活動計画を策定しましたので報告いたします。

クラブ名	
代表者氏名	科 年
指導教員氏名	科 印

日	曜日	活動時間	活動内容	活動場所
1		時 分～ 時 分		
2		時 分～ 時 分		
3		時 分～ 時 分		
4		時 分～ 時 分		
5		時 分～ 時 分		
6		時 分～ 時 分		
7		時 分～ 時 分		
8		時 分～ 時 分		
9		時 分～ 時 分		
10		時 分～ 時 分		
11		時 分～ 時 分		
12		時 分～ 時 分		
13		時 分～ 時 分		
14		時 分～ 時 分		
15		時 分～ 時 分		
16		時 分～ 時 分		
17		時 分～ 時 分		
18		時 分～ 時 分		
19		時 分～ 時 分		
20		時 分～ 時 分		
21		時 分～ 時 分		
22		時 分～ 時 分		
23		時 分～ 時 分		
24		時 分～ 時 分		
25		時 分～ 時 分		
26		時 分～ 時 分		
27		時 分～ 時 分		
28		時 分～ 時 分		
29		時 分～ 時 分		
30		時 分～ 時 分		
31		時 分～ 時 分		

課外活動練習時間延長願

令和 年 月 日

新居浜工業高等専門学校長 殿

ク ラ ブ 名 _____

クラブ指導教員氏名 _____ 印

代 表 者 氏 名 _____
[_____ 学科 (専攻) _____ 年]

下記のとおり課外活動練習時間の延長を行いたいのので、ご許可くださるようお願いいたします。

記

活 動 日	活 動 延 長 時 間			目 的 及 び 理 由	活 動 場 所	活 動 人 員	延 長 活 動 の 指 導 教 員
	自	～	至				
令和 年 月 日 ()	時 分	～	時 分				
令和 年 月 日 ()	時 分	～	時 分				
令和 年 月 日 ()	時 分	～	時 分				
令和 年 月 日 ()	時 分	～	時 分				
令和 年 月 日 ()	時 分	～	時 分				
令和 年 月 日 ()	時 分	～	時 分				
令和 年 月 日 ()	時 分	～	時 分				
備考							

※この様式は、クラブ活動マニュアルに定める活動許可時間以外の時間帯に、課外活動の練習行為をしたいときのみ、提出すること。

(クラブ指導教員を経て、学生・図書係に提出)